

介護福祉士修学資金貸付 Q&A

Q01	養成施設等とはどのような施設ですか。長崎県内の施設を教えて下さい。
A01	<p>養成施設等とは、介護福祉士等の養成を目的としています。社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した施設です。</p> <p>なお、長崎県内で新規募集する養成施設等は下記のとおりです。</p> <p>申し込み時点での養成施設等及び県外の対象となる養成施設等については、進学される養成施設にご確認下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>4年制：長崎純心大学、長崎国際大学</p><p>2年制：長崎短期大学、こころ医療福祉専門学校、こころ医療福祉専門学校壱岐校、長崎医療こども専門学校</p></div>
Q02	貸付を申請する場合、どのようにすればいいですか。
A02	養成施設等に入学後、養成施設等に申し出で、制度の概要の説明を受け、申請に必要となる書類を受け取って下さい。申請は、養成施設の推薦が要件となります。申請手続きは、養成施設のとりまとめを経て、長崎県社協に対し行われることとなります。 高校生の場合は、養成施設等ではなく高校を通じて申請を行って下さい。
Q03	入学時ではなく、次学年（例えば2年次）以降からの借り入れはできますか
A03	可能です。 ただし、途中年度からの借り入れのため入学準備金の借り入れはできません。
Q04	働きながら通信課程を受講します。そういう場合においても、申請できますか。
A04	可能です。ただし、本件貸付の必要性について総合的に審査します。 また就職準備金については現在免除要件の施設で働いている場合は借り入れできません。現在返還免除対象外の業務に従事しており卒業後転職が必要な場合は、借り入れできます。
Q05	生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。
A05	生活福祉資金に限らず、母子父子福祉資金、職業訓練給付等の国庫補助事業等との併給はできません。 なお日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、その併給を認めています。ただし、本件貸付を含め必要な範囲内（原則本件で不足する学費の範囲内）に限られます。 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合、原則減免制度を利用する必要があります。その場合減免相当額を調整、差引し本件貸付を行います。
Q06	養成施設等を休学、停学、留年した場合は、その期間の貸付は受けられますか。
A06	休学、停学、留年の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した（留年の場合は進級が追いついた段階）日の属する月の分までの修学資金の貸付は、行いません。既に貸付を受けている場合は、次回の交付額を休学又は退学の期間に応じて減額します。なお休学等の状況によっては、返還が必要な場合もあります。Q07を参照下さい。

Q07	留年した場合はどうなりますか。
A07	<p>学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付金を停止します。なお、借入した修学資金は、返還となります引き続き養成施設等に在学しているときは返還の猶予ができます。同様の理由で休学、停学を経た場合も、同様の猶予、返還となります。</p> <p>また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により留年となった場合は、貸付金の交付を続けますが、契約した貸付期間の延長はいたしません。</p>
Q08	退学した場合はどうなりますか。
A08	貸付を停止し、既に借受けた金額を返還していただきます。
Q09	在学中に死亡した場合、又は心身の故障により将来に渡って介護等業務に従事する見込みがないときはどうなりますか。
A09	原則として返還の対象となります。借入した修学資金は、相続人及び連帯保証人が引き継ぐことになります。ただし、相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q10	卒業後に死亡した場合、又は心身の故障により介護等業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A10	<p>業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。</p> <p>また、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。</p>
Q11	連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が発生したときはどうなりますか。
A11	その理由が生じた日から起算して30日以内に新たな連帯保証人を立てていただきます。
Q12	貸付けを受けたお金の返還に要する期間（返還期間）は何年間ですか。
A12	修学資金を返還しなければならない理由が生じた日の属する月の翌月から県社協が認める期間（貸付実施期間の2倍の年数内を目安）の期間内に分割して返還していただきます。
Q13	貸付けを受けたお金に利子は付きますか。
A13	本修学資金は無利子の制度です。しかし、定められた返還期間内に返還しなかった場合は、返還できなかつた元金に対して年利3.0パーセントの延滞利子が付されます。
Q14	養成施設等を卒業後に、更に別の学校等に進学する場合はどうなりますか。
A14	社会福祉士指定養成施設において修学する場合のみ、「返還猶予申請書」の提出で返還は猶予されます。

Q15	卒業後、介護福祉士の資格は取得したが、その後1年以上就職又は返済免除業務への従事ができなかったときはどうなりますか。
A15	就職まで1年以上かかった場合、卒業から1年を経過した時点で返済開始となります。しかし、就職して介護等業務に従事したときは、そこから返還を猶予することができます。すでに返済した貸付金は、免除にはなりません。 なお卒業後他の職種に就職した方で、将来介護等業務に従事する意志ありと認められる場合は、卒業した日から2年以内の期間まで介護等業務への従事を猶予します。
Q16	介護等業務に就いたが、雇用形態が常勤でない場合はどうなりますか。
A16	パート等の常勤でない形態で従事した場合でも、事業所等に登録した期間が通算1,825日以上あり、かつ介護等業務に従事した期間が900日以上である場合は免除の対象となります。途中で事業所を変更した場合は、継続している必要があり、同時に2つ以上の事業所等において介護等業務に従事した期間は1つの期間として計算し、通算しないものとします。また、1日あたりの就業時間が短時間であっても1日として計算します。
Q17	就業していた福祉施設を辞め、別の福祉施設で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A17	長崎県内の介護等業務であれば対象になります。ただし、連続して勤務していると認められる場合に限ります（離職期間は最長1か月以内が目安です）。前業務先の「退職届（第25号）」と新業務先の「業務従事届（第20号）」を県社協へ提出して下さい。届け出を怠った場合には返還が必要になることもありますので、留意ください。
Q18	返還免除要件（5年間の介護等の業務への従事）における「5年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A18	返還免除要件における「5年間」は、原則として連続している必要があります。ただし当初就職した事務所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事情がある場合には連続とみなします（離職期間は最長1か月以内が目安です）。
Q19	返還免除対象の業務従事期間について、「業務従事開始日」及び「登録日」からのいずれの日から算定できますか。
A19	「業務従事開始日」または「登録日」のいずれか遅い方から算定します。
Q20	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められないことになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A20	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。
Q21	業務従事期間について、養成校卒業後、過疎地（3年未満）と通常地域（5年未満）双方にて勤務を行った場合、返還免除要件を満たすことになりますか。
A21	過疎地域での免除要件の3年は、あくまでも連続した業務従事期間が必要となります。例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点ではじめて免除要件を満たすものとなります。